

働きやすい職場環境を整備し 離職率低下に取り組む企業を支援



「人材確保等支援助成金」は、事業主が労働者の定着を図り、働きやすい環境を整備するための支援を目的としています。労働者が長期的に働き続けるためには、職場環境の改善や労働条件の向上が不可欠です。人材確保等支援助成金の「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」は、事業主がそのための具体的な取り組みを行う際の経済的な支援を提供します。

雇用管理制度・ 雇用環境整備助成コース

本コースは、事業主が、求職者や従業員にとって、魅力ある職場を創出するため、雇用管理制度や従業員の業務負担を軽減する機器・設備等（業務負担軽減機器等）を新たに導入し、その適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に、取り組み内容に応じた額を助成するものです。

雇用管理制度は以下5つの制度を指します。

- ①賃金規定制度
- ②諸手当等制度
- ③人事評価制度
- ④職場活性化制度
- ⑤健康づくり制度

雇用環境整備の措置とは、労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備などの導入措置を指します。

【支給対象事業主】

主な要件は以下の通りです。

- ・雇用保険の適用事業所の事業主
- ・認定された計画に基づき、雇用管理制度または業務負担軽減機器等を新たに導入し、対象労働者の2分の1以上に対して、当該制度・機器を実施・利用していること
- ・離職率の目標を達成していること

上記以外にも要件があります。

【対象労働者】

以下の条件のすべてに該当する労働者

- ①期間の定めがないまたは事実上の定めがない者
- ②事業主に直接雇用される者
- ③雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）

【雇用管理制度および業務負担軽減機器等の要件】

《共通要件》

- ・新たに導入するものに限る
- ・整備計画期間内に退職が予定されている者のみを対象とするものではないこと

《個別要件》

制度ごとに個別に要件が定められています。

《賃金要件（加算要件）》

- ・制度導入または環境整備の実施とあわせて、対象労働者の賃金を5%以上引き上げること
- ・引上げ前3カ月と引上げ後3カ月の賃金を比較し、5%以上増加している必要がある

【助成額】

- ・雇用管理制度の導入：上限80万円（100万円）
- 賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度：各40万円（50万円）
- 職場活性化制度、健康づくり制度：各20万円（25万円）
- ・業務負担軽減機器等の導入：上限150万円（187.5万円）

対象経費の1/2（62.5/100）

※括弧内は賃金要件を満たした場合の支給額

【終わりに】

本助成金の活用で、コストを抑えながら雇用管理制度や雇用環境を整備でき、従業員の働きやすさの向上や、離職率の低下が期待できます。

詳細は、厚生労働省の要綱をご確認ください。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html

※本記事の記載内容は、2025年6月30日現在の法令・情報等に基づいています。